

への志向は、労働組合運動の禁壓以來五年振りにて勃然として再燃し、敗戦後の混乱と虚脱状態に置かれた労働大衆に自主的労働組合組織運動の活潑なる展開を促して、勤勞生活への希望と産業再建への勇氣とを奮起せしめたのであつた。

斯かる労働組合運動の復活に對應して、政府に於ては昭和二十年十月二十三日勞務法制審議會を設置して労働組合法の作成を急いだのであるが、それには先立ち我國に於ける労働組合法制定運動の先覺者たる協同會は早くも同年九月二十九日労働組合法制定への先鞭をつけたのであつた。同委員會は労働組織法を中心とする一連の労働立法に就き調査研究するため、左の如き勞資學界其他各方面

面の代表者として構成された。

労働立法調査委員會委員

主査	村瀬 直養氏	吉阪 俊藏氏
膳	桂之助氏	北岡 壽逸氏
鮎澤	巖氏	森戸 辰男氏
河野	密氏	森田 良雄氏
山中篤太郎氏		大河内一男氏
藤林 敬三氏		西尾 末廣氏
桂 皋氏		石井 錦樹氏
臨時委員		
高田 保馬氏		川上 嘉市氏
安川第五郎氏		波多野 辨氏